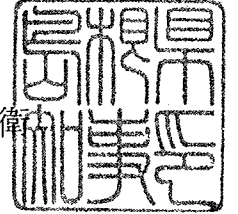




原 第 216 号  
平成 29 年 7 月 14 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）山 本 公 一 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛  
(防災部原子力安全対策課)



### 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 6 条第 3 項に基づき、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画（以下「計画」という。）については、下記のとおりとします。

#### 記

1. 本県は、中国電力㈱が、原子力規制委員会により認可された計画に基づき廃止措置を実施することを了解しました。
2. 今後、中国電力㈱が、廃止措置を実施するに当たって、廃止措置に関しては、原子力防災対策の課題があることから、貴府におかれては別添の諸事項（別添 1）について適切に対応いただきますようお願いします。
3. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市から意見（別添 2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いします。

(別添1)

## 内閣府への要請事項

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要  
支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って  
調整・支援していただきたい。

(別添2)

## 周辺自治体からの意見

※以下、平成29年7月14日付け原第216号

原子力規制委員会 委員長宛て要請と同様のため、省略